



島根県報

平成23年5月10日（火）

第2,288号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（ " ）	2
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	2
内水面における遊漁規則の変更の認可	（水 産 課）	3

【公 告】

平成23年度毒物劇物取扱者試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	4
--------------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務に係る随意契約の相手方等	（病 院 局）	5
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務に係る随意契約の相手方等	（ " ）	5

告 示**島根県告示第340号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年 5月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

江津市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

風早 孝博 江津市和木町401番地

2 就任年月日

平成23年 4月 1日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

村上 孝志 江津市都治町71番地

島根県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、玉湯町土地改良区の定款変更を平成23年 4月25日付で認可した。

平成23年 5月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第342号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市金城町長田イ428-9からイ428-16まで、イ429、イ429内1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期歳以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第343号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成23年 5月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

江川漁業協同組合 邑智郡川本町大字因原567-1

2 漁業権の免許番号

内共第6号

3 変更の内容

禁止区域及び期間の変更

(変更前)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア欄 魚種	イ欄 期間
あ ゆ	組合が定め公示する日から12月31日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から11月30日まで
こい、ふな、うぐい、おいかわ(はえ)、すずき	1月1日から12月31日まで
やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む) ござ(いわな含む)	3月1日から8月31日まで

2 前項にかかわらず、親魚保護のため全域を10月1日から10月5日まで全面禁漁期間とし、さらに江川本流のうち、桜江町谷住郷の国土交通省水位観測所から桜江町谷住郷小松の瀬までの間、10月6日から11月10日までのあゆ漁に限り禁止する。

3 前項の公表は組合前掲示板及び山陰中央新報に掲載するものとする。

(変更後)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア欄 魚種	イ欄 期間
あ ゆ	組合が定め公示する日から12月31日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から11月30日まで
こい、ふな、うぐい、おいかわ(はえ)、すずき	1月1日から12月31日まで
やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む) ござ(いわな含む)	3月1日から8月31日まで

2 前項にかかわらず、親魚保護のため、邑智郡美郷町上川戸浜原ダム堰堤中心から下流の全域をあゆ漁に限り10月15日から11月30日まで禁漁とする。

3 前項の公表は組合前掲示板及び山陰中央新報に掲載するものとする。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成23年 5月10日

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成23年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成23年5月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成23年9月2日（金）午前9時30分から午後0時10分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 講堂（2階）

大田会場 大田市長久町長久ハ7番地1 県央保健所 集団指導室（2階）

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎 中会議室（5階）

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目**(1) 筆記試験**

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法（記述式による。）

5 受験願書の請求先

住所地を管轄する保健所に請求すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書きし、80円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定型郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。

6 受験願書の受付期間

平成23年6月6日（月）から同年6月17日（金）まで

なお、郵送の場合は、6月17日付けの消印のあるものまでを有効とする。

7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所に提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

8 提出書類

- (1) 受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）第12号様式によること。）1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を、受

験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第2号様式によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。

ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、現金又は株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替若しくは定額小為替により納めることができる。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

10 合格者の発表

平成23年10月14日（金）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

11 その他

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年5月10日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局情報システムグループ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 松江市学園南2丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

115,835,790円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりそ

の例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年5月10日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

病院局県立病院課情報システムスタッフ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 島根県松江市学園南2丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

109,229,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。